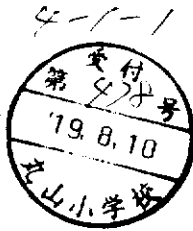
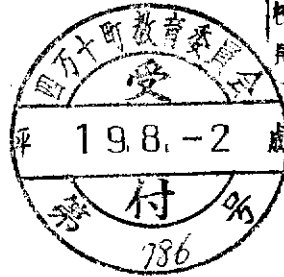


教育長	次 長	課 長	係
水田	豊田		



19 高教政第 554 号
平成 19 年 7 月 25 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

臨時的任用教職員の雇用に関する取扱いについて（通知）

教職員の臨時的任用については、地方公務員法第 22 条第 2 項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第 3 条第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項、職員の任用に関する規則第 7 条及び公立学校臨時的任用教職員取扱要綱により実施しているところですが、平成 19 年度の臨時的任用職員の雇用に当たっては下記のとおり変更しております。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

臨時的任用教員（職名が講師、実習助手、寄宿舍指導員）から臨時的任用職員（職名が事務職員、学校栄養職員、臨時職員）に引き続き雇用する場合は、原則 10 か月の制限を適用しているが、今回、雇用期間の算定にあたっては臨時的任用教員の期間を含めることとした。